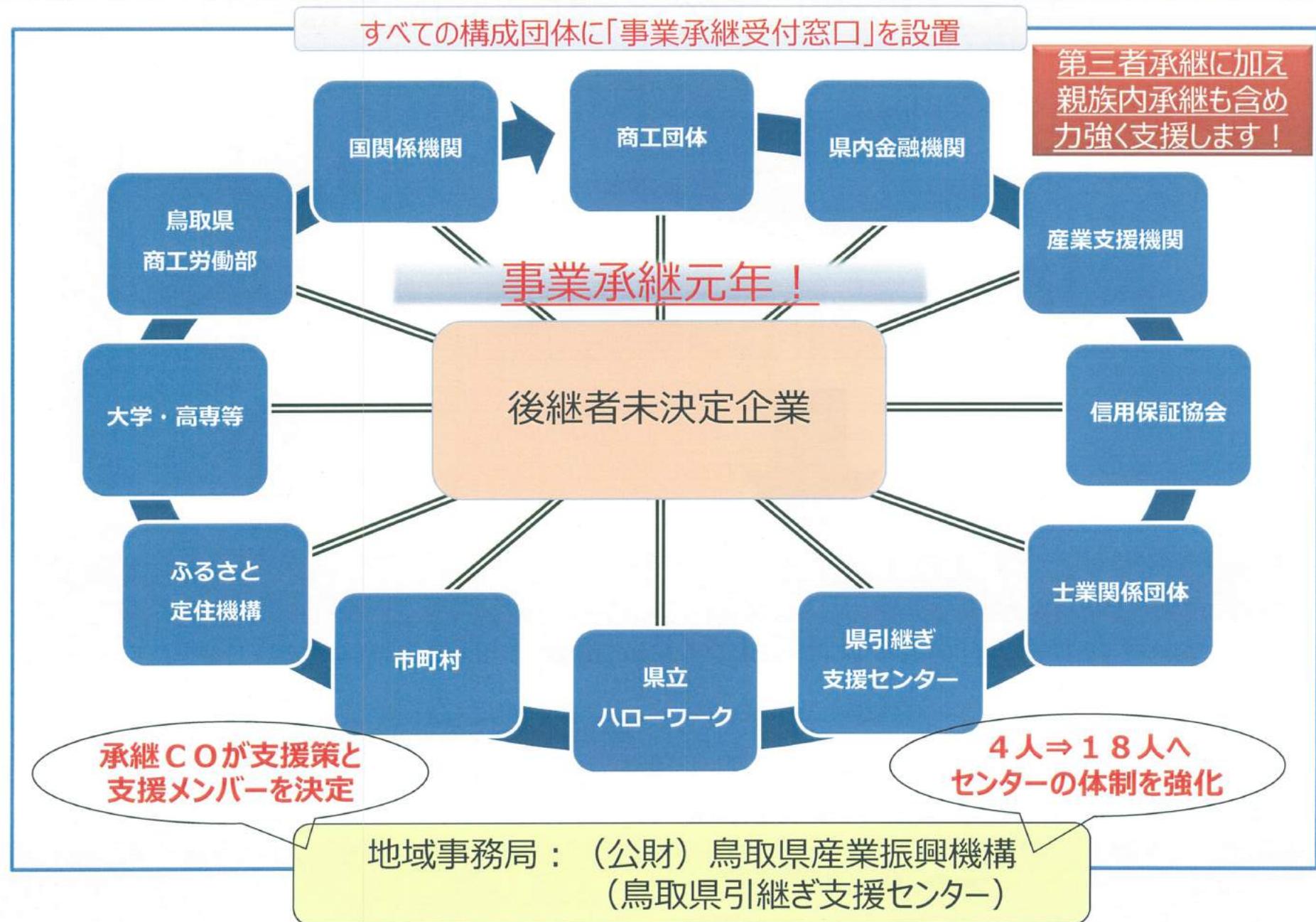


事業承継について ～鳥取県事業承継ネットワークを中心に～

湯梨浜町産業振興課

鳥取県事業承継ネットワークの全体像

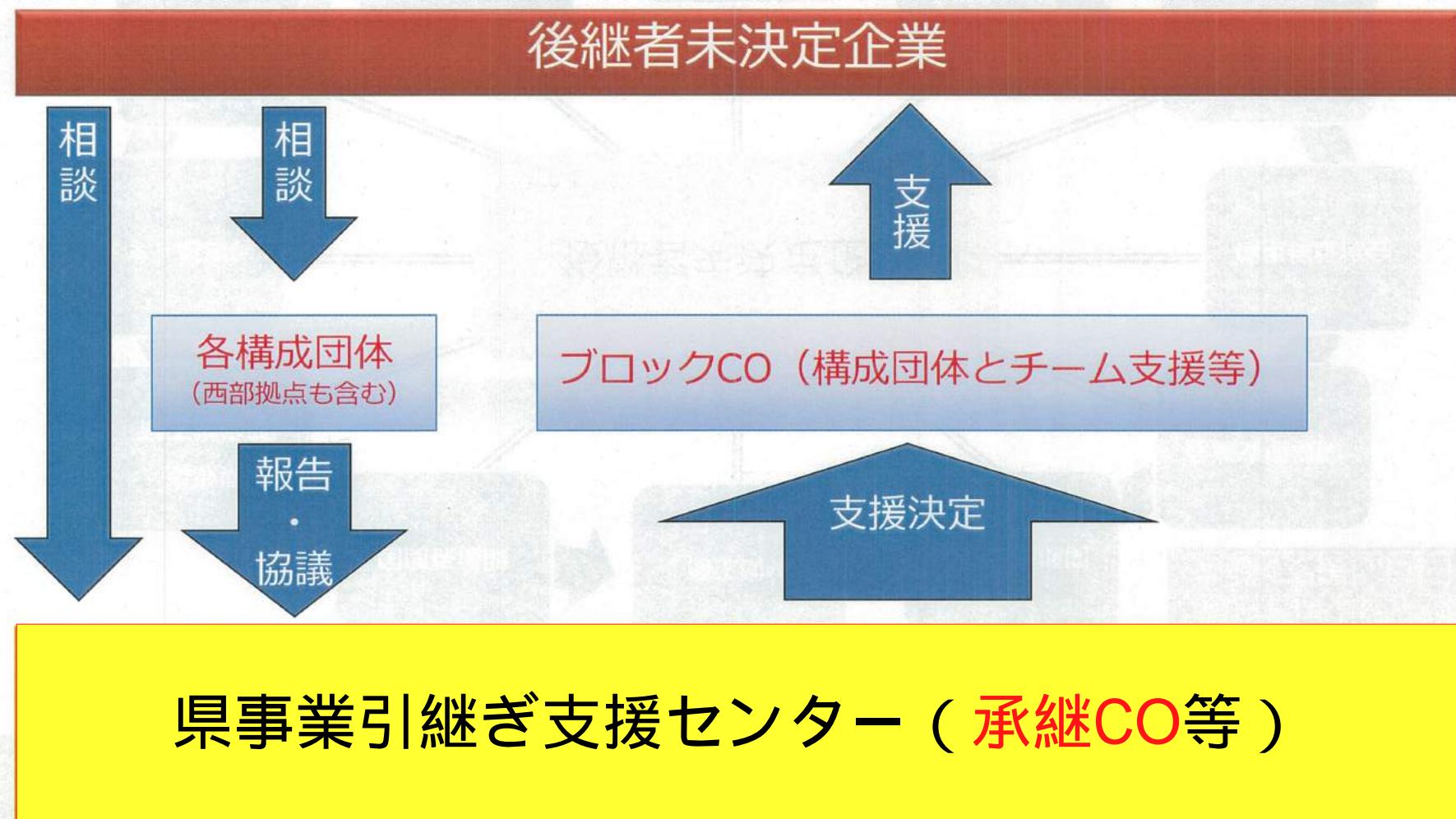


業務フロー

すべての構成団体に相談窓口を設置し、適切な構成団体で対応するため、相談案件等の情報を「県事業引継ぎ支援センター」で集約し、後継者不在企業のあらゆる課題に対応できる体制をつくる。また、進捗状況等も把握できる体制とする。

<個人情報の取り扱い>

県引継ぎ支援センターで一元管理し、各構成団体の相談件数等について情報共有する。



H30事業承継促進事業の全体像

普及啓発

企業のニーズ・隘路

- ・経営者が日々の業務に追われ将来のことを考えられない

対応・支援策

- ・後継者の有無の確認
- ・経営者と後継者候補の対話
- ・関係機関の支援体制強化
- ・対策の重要性の普及啓発

県

- ・引継ぎ支援センターの人員増、相談窓口の複数拠点化
- ・関係機関での連携支援体制強化

国

- ・事業承継ネットワーク（体制確立、承継診断）
- ・コーディネーター配置

承継準備

- ・具体的な承継に向けて計画を立てたいがどうしたら良いかわからない

- ・経営状況・経営課題の把握、見える化
- ・経営改善・磨き上げの実施
- ・事業承継計画の策定
- ・現経営者・後継者の承継準備
- ・引継ぎ先の探索（マッチング）

県

- ・専門家・コンサルタント活用支援（1/2、上限200千円/件）
- ・支援機関向け事業承継セミナーの開催（年3回）

国

- ・引継ぎ支援センター設置・運用
- ・経営者保証ガイドライン普及啓発

承継実施

- ・承継に向けて具体的に行動したい

- ・親族・従業員への承継、M&A
- ・移住者・創業者への引継ぎ
- ・株式等への税負担対策
- ・承継初期投資、新事業展開
- ・承継に係る雇用の継続

県

- ・移住・創業承継初期投資補助（1/2、上限2,000千円/件）
- ・株式取得等の低利融資（融資限度額2.8億円、利率1.43%）
- ・社外引継ぎ正規雇用者の継続雇用奨励（～1社5人、300千円/人）

国

- ・事業承継税制（納税猶予）
- ・M&A負担軽減措置
- ・事業承継補助

再成長
発展

段階に対応した支援策を実施

募集対象者

*詳しい募集対象者については、ホームページをご参照ください。



I型：経営者交代タイプ

- 日本国内で事業を営む中小企業・小規模企業者等、個人事業主、特定非営利活動法人(以下、「中小企業者等」という)であること
- 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- 承継者が、次のいずれかを満たす(事業)者であること
 - ・経営経験がある
 - ・同業種に関する知識などがある
 - ・創業・承継に関する研修等を受講したもの

補助対象経費

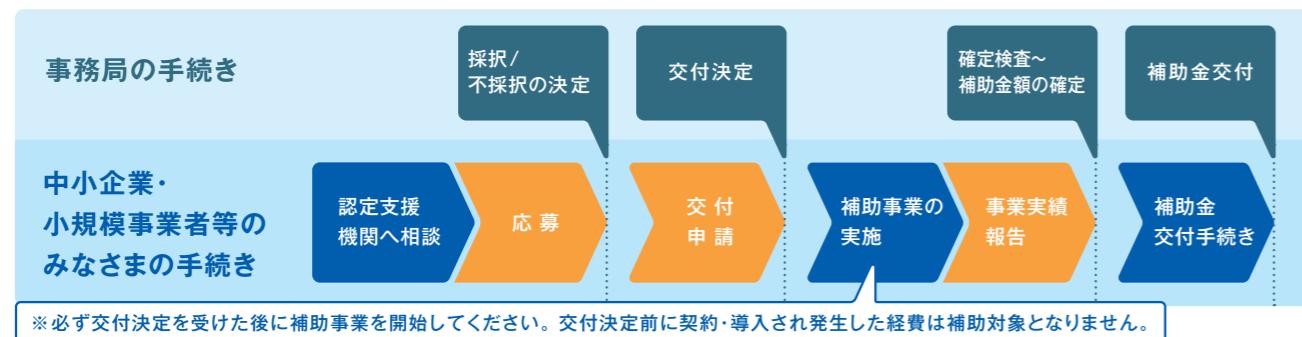
人件費／設備費／原材料費／外注費／委託費／広報費／知的財産権等関連経費／謝金／旅費／
店舗等借入費／会場借料費／マーケティング調査費／申請書類作成費用

事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合

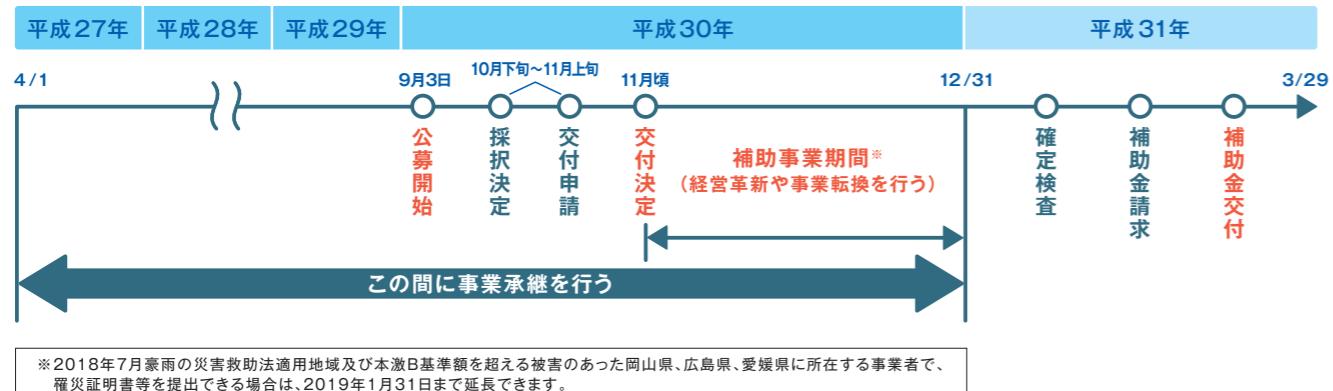
廃業登記費／在庫処分費／解体費・処分費／原状回復費 ※II型のみ「移転・移設費」も含む

交付までの流れ

電子申請可



スケジュール



平成29年度補正 事業承継補助金事務局

☎ 03-6264-2670 (お問い合わせ時間 10:00～12:00 13:00～17:00／土日祝を除く)

本補助金の詳細については、「事業承継補助金サイト」でご確認ください。
関連情報や応募書類のダウンロードもこちらのページからできます。

- 事業承継補助金サイト：<https://www.shokei-29hosei.jp/>
- 関連サイト(中小企業庁サイト)：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援します!



受け継ぐ想いに、チカラを。

事業承継 補助金

事業承継補助金とは？

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合(I型)や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合(II型)に、必要な経費を補助します。

平成27年4月1日～平成30年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

＼経営者交代タイプの三次募集が決定！／

I型：経営者交代タイプ

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します

- 対象となる取り組み：親族内承継／外部人材招聘など



機械部品製造業を営むX社は、先代からの事業承継をきっかけに高精度・高品質品を実現する電気集塵システムを導入し、生産性向上を実現。



新商品の開発など
申請!

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします！

解体費・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます！

I型：経営者交代タイプ

補助率	2/3以内 ^{※1}	1/2以内
補助上限額	200万円	150万円

上乗せ額	+300万円	+225万円
------	--------	--------

＼M&Aタイプの二次募集が決定！／

II型：M&Aタイプ

事業再編・統合の後に新しい取組を行った方を補助します

- 対象となる取り組み：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換・株式移転／株式譲渡など



自動車整備業を営むY社は、同業の老舗企業から事業譲渡(M&A)を受けた上で、最新の整備機器を導入することで販路開拓を実現。



新サービスの考案など
申請!

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします！

解体費・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます！

II型：M&Aタイプ

補助率	2/3以内 ^{※2}	1/2以内
補助上限額	600万円	450万円

上乗せ額	+600万円	+450万円
------	--------	--------

応募締切：9月26日水 当日消印有効

平成29年度補正 事業承継補助金事務局
☎ 03-6264-2670 (お問い合わせ時間 10:00～12:00 13:00～17:00／土日祝を除く) <https://www.shokei-29hosei.jp/>

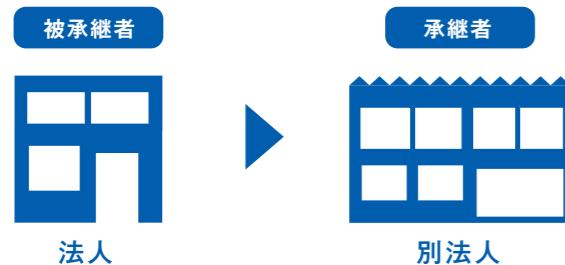
あなたはI型・II型どっち?

タイプ早わかり! 事業承継ガイド

II型

法人間における事業の引継ぎを行う事業承継

- 合併、会社分割(吸收分割に限る)、事業譲渡、株式交換、株式移転または株式譲渡による事業の引き継ぎが申請の対象となります。(業務提携や資本提携等は対象外)



※原則、引き継ぐ事業を經營する承継者が補助対象者として申請すること。ただし、複数の被承継者による事業再編や事業統合に伴う事業承継が応募申請以降に行われる場合は、承継者(事業を引き継ぐ予定の者)及び関係する全ての被承継者による共同申請とすること。

事業の引き継ぎ形態	承継者(応募者)
吸收合併	吸收合併で存続した法人
吸收分割	吸收分割で承継した法人
事業譲渡	事業を譲り受けた法人
株式交換	株式を取得した(親会社となった)法人
株式譲渡	株式を取得した法人
新設合併	新設合併で新設した法人
株式移転	株式移転で新設した(親会社)法人

II型

個人事業主における廃業を伴う、個人事業主から法人への事業譲渡による承継



- 被承継者と承継者となる法人の代表者が同一人物の場合は申請の対象となりません。ただし、個人事業主における事業譲渡による承継を行った補助対象事業であり、承継者である個人事業主が事業承継対象期間内(2015年4月1日~2018年12月31日)に法人化した又はする予定の場合は、申請の対象となります。

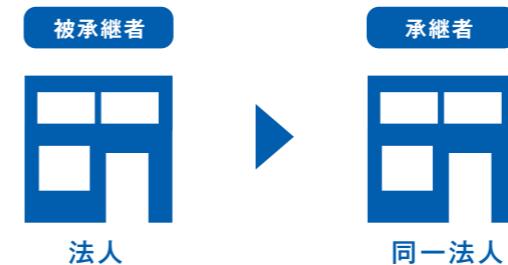
- I型に応募した方は、II型に応募することはできません。
- II型に応募した方は、I型に応募することはできません。
- II型においては、被承継者は複数でも可となります。
- I型、II型いずれも、承継者は1者となります。

※II型において、どれにあてはまるか不明の場合は、事務局までお問い合わせください。

I型

II型

法人における退任、就任を伴う代表者交代による事業承継



- 承継者たる法人の代表が、対象法人の議決権の過半数を取得した場合で、かつ、承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している場合のみ申請の対象となります。

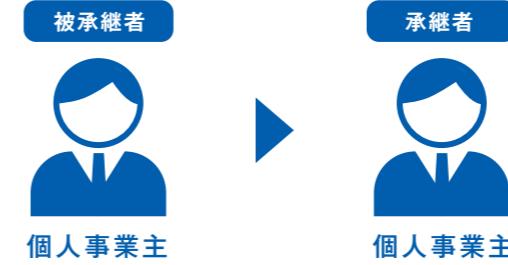
下記の場合はI型のみ応募可能です

- 承継時において、承継者となる代表が対象法人の議決権の過半数を取得していない場合。

I型

II型

個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継



- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している者である場合のみ申請の対象となります。

下記の場合はI型のみ応募可能です

- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでおらず、他の法人の議決権の過半数を所有している者でもない場合。

I型

II型

法人から事業譲渡を受け個人事業を開業する承継



- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる場合。

- 承継時において、承継者が他の法人の議決権の過半数を取得している場合。

下記の場合はI型のみ応募可能です

- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでおらず、他の法人の議決権の過半数を所有している者でもない場合。

専門家活用支援（事業承継経営強化支援事業）

事業概要

事業承継・事業引継ぎを促進するため、事業承継を行う県内中小企業者が、外部の専門家を活用して事業承継計画書を策定する経費の一部を支援する。

新規

対象者

県内の商工団体、金融機関等の支援を受けながら、事業承継を行う県内中小企業者

対象事業

事業承継計画書の策定

（事業承継計画書に沿って事業承継を実行するために行われる、現在の個別の経営課題の解決に向けた提案及び助言指導を含む。）

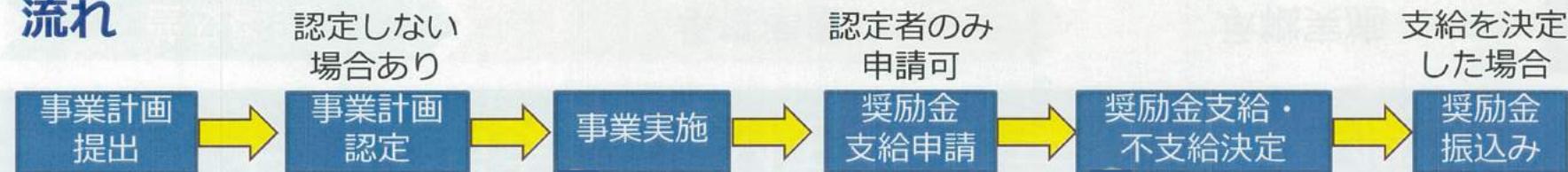
対象経費

専門家活用経費（謝金及び旅費） ※消費税、他制度による助成額を除く。

支給額

対象経費の2分の1（上限200千円/社）

流れ



移定住・創業承継初期投資補助、正規雇用者継続奨励

事業承継支援補助金（移定住・創業承継初期投資補助）

新規

概要	移定住者や創業者による事業承継（事務所・店舗等承継等）に際し必要な初期投資経費を支援する。
対象者	県内中小企業から事業承継する移定住者・創業者
事業実施期間	12か月間
補助率	2分の1（上限額 2,000千円）
対象経費	設備投資、外装・内装工事、機械装置・備品調達に係る経費
採択方法	審査委員会にて案件を審査

事業承継正規雇用奨励金（正規雇用者継続奨励）

継続

概要	鳥取県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて成約した県内企業の事業承継（社外への引継ぎ）について、正規雇用者全員を継続雇用し、人材育成を行う場合に、引き継いだ企業へ奨励金を支給する。
支給額	300千円/人（経過措置：H29成約分は500千円/人、1社5人まで） <u>※支給対象企業、支給対象労働者について所定の要件があります。</u>

【問合せ先】 〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県商工労働部企業支援課
電話 0857-26-7243・7242 ファクシミリ 0857-26-8117
<http://www.pref.tottori.lg.jp/258682.htm>